

## 倉吉市議会基本条例（素案）概要



### (1) 議会、議員等の活動原則

議会、委員会、議員等の活動規範を定め、継続的に議会改革を推進し、市民の負託に応えるよう不断の取組みを行うよう定めた。また、議会内での不要な争いにより、市民のための議論を停滞させることは厳に慎むよう義務付けたものです。

### (2) 市民と議会の関係

議会活動に関して市民にわかりやすい情報提供を行う等、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに広報及び広聴活動の充実強化に努めるとともに、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設けて、政策提言の機会の拡大を図ろうとするものです。

### (3) 議会の機能強化

議員相互間の自由な議論を尽くす場を設けて合意形成に努め、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、利害関係者、学識経験者等の意見を議会の審議に反映させるようにするものです。

### (4) 議員定数及び議員報酬

議員定数及び議員報酬は、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとし、議員の活動状況を反映し、定めようとするものです。

### (5) 議員の政治倫理

議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、自らの言動の重みを深く認識し、自ら研さんを積み、常日頃から公平公正に行動しようとするものです。